

新たに保育所、認定こども園、幼稚園等を利用される方へ(子ども・子育て支援新制度)

利用するには、「認定※a」を受ける必要があります

仕事や介護などのため
こどもを預かってほしい

保育利用希望 (2号認定・3号認定)

お住まいの区保健福祉センターに認定申請書等を提出します
(保育所等を通じて提出する場合があります)

・利用調整により希望する施設へ
入所できないことがあります。

こどもに幼児教育を
受けさせたい

教育のみ利用希望 (1号認定)

入園を希望する幼稚園、認定こども園に入園願書等を提出します
(入園内定後、園に認定申請書を提出します)

※b 幼稚園は新制度へ移行していない幼稚園もあります。
(この場合は認定を受ける必要はありません)

保育所

0~5歳

就労などのため家庭で保育できない
保護者に代わって保育する施設

地域型保育事業

0~2歳

保育所よりも少人数の単位で、
こどもを預かる事業

利用のために必要な認定

2号認定、3号認定

利用時間

夕方までの保育のほか、園により延長保育を
実施

利用できる保護者

共働き世帯など、家庭で保育できない保護者

認定こども園

保育…0~5歳
教育…3~5歳

教育と保育を一体的に行う施設

●幼稚園と保育所の機能や特徴を合わせ持ち
地域の子育て支援も行う施設です

利用のために必要な認定

1号認定、2号認定、3号認定

利用できる保護者・利用時間

1号認定の場合は、幼稚園と同じです

2・3号認定の場合は、保育所と同じです

幼稚園※b

3~5歳

小学校以降の学習の基盤を
つくるための幼児期の教育を行う学校

利用のために必要な認定

1号認定

利用時間

屋過ぎごるまでの教育時間のほか、園により
教育時間前後や園の休業中の教育活動(預
かり保育)などを実施

利用できる保護者

制限なし

- ・各施設等で受入れ年齢は異なりますので、ご確認ください。
- ・幼稚園・認定こども園(1号認定)は各園にて入園受付を行いますので、ご希望の園へお問い合わせください。
- ・保育利用希望者(2・3号認定)の申請書等は9月中旬から各区保健福祉センター各施設で配付を開始し、10月から受付予定です。
年度途中の利用については、利用希望月の前月5日が申請締切です。

※a 保育の必要性や年齢などに応じて認定されます。

種類	年齢	利用できる施設	保育の必要性
1号認定	満3歳以上	幼稚園、認定こども園	なし
2号認定	満3歳以上	保育所、認定こども園	あり
3号認定	満3歳未満	保育所、認定こども園、地域型保育事業	あり

お問い合わせ

各区保健福祉センター

区名	電話番号	FAX番号
北 区	06-6313-9857	06-6313-9905
都 島 区	06-6882-9889	06-6352-4584
福 島 区	06-6464-9857	06-6462-4854
此 花 区	06-6466-9857	06-6462-2942
中 央 区	06-6267-9857	06-6264-8285
西 区	06-6532-9028	06-6538-7319
港 区	06-6576-9857	06-6572-9514
大 正 区	06-4394-9857	06-6553-1986
天 王 寺 区	06-6774-9857	06-6772-4906
浪 速 区	06-6647-9857	06-6644-1937
西 淀 川 区	06-6478-9857	06-6478-9989
淀 川 区	06-6308-9423	06-6303-6745
東 淀 川 区	06-4809-9857	06-6327-2840
東 成 区	06-6977-9857	06-6972-2781
生 野 区	06-6715-9857	06-6715-9967
旭 区	06-6957-9857	06-6954-9183
城 東 区	06-6930-9857	06-6932-1295
鶴 見 区	06-6915-9107	06-6913-6237
阿 倍 野 区	06-6622-9865	06-6621-1412
住 之 江 区	06-6682-9857	06-6686-2039
住 吉 区	06-6694-9857	06-6694-9692
東 住 吉 区	06-4399-9857	06-6629-4580
平 野 区	06-4302-9857	06-4302-9943
西 成 区	06-6659-9824	06-6659-9468

もしくは、こども青少年局保育企画課 電話:06-6208-8037 FAX:06-6202-6963

利用者支援事業

[2015年7月28日]

SNSリンクは別ウィンドウで開きます [f シェア](#) [Twitter ツイート](#) [Bookmark](#)

お子さんとその保護者の方、または妊娠している方が、教育・保育施設(幼稚園、認定こども園、保育所)や地域の子育て支援事業等をスムーズにご利用いただけるよう、利用者支援事業を実施し、各区に利用者支援専門員(愛称を定めている区もあります)を配置しています。

事業の内容

個別のニーズに合った施設や事業がご利用いただけるよう、利用者支援専門員がご相談をお受けし、情報を提供するとともに、必要に応じて施設や事業がスムーズに利用できるようお手伝いします。

子育て支援センターやつどいの広場、地域の子育てサロンなどに利用者支援専門員が出向き、ご相談をお受けしている区もあります。

各区利用者支援事業 問合せ先一覧

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用についてのご相談がある場合は、次の問合せ先までお気軽にご連絡ください。

各区問合せ先一覧

区名	電話番号	愛称	区名	電話番号	愛称
北区	06-6313-9489	保育コンシェルジュ	東淀川区	06-6195-3732	こさりん(子育てサービス利用者支援相談窓口)
都島区	06-6882-9886	子育て支援コンシェルジュ	東成区	06-6977-9857	
福島区	06-6464-9878		生野区	06-6715-9086	保育・子育てコンシェルジュ
此花区	06-6466-9924		旭区	06-6957-9857	子育て相談総合案内
中央区	06-6267-9885	保育コンシェルジュ中央区	城東区	06-6930-9857	保育・子育てコンシェルジュ
西区	06-6532-9936		鶴見区	06-6915-9108	
港区	06-6576-9889		阿倍野区	06-6622-9865	
大正区	06-4394-9107	子育てコンシェルジュ	住之江区	06-6682-9857	
天王寺区	06-6774-9894	保育コンシェルジュ	住吉区	06-6694-9967	保育・子育てコンシェルジュ
浪速区	06-6647-9895		東住吉区	06-4399-9856	
西淀川区	06-6478-9950		平野区	06-4302-9936	子育て支援相談員
淀川区	06-6308-9423	子育てガイド すまいる@すてつぷ	西成区	06-6659-9831	子育てコンシェルジュ

- ・ご相談できる日時は区によって異なります。
- ・東淀川区は区役所出張所に配置しています。(東淀川区以外の区は区役所に配置しています。)
- ・淀川区、東淀川区、旭区の愛称は、相談窓口の愛称となります。

このページについてご意見をお聞かせください

このページは役に立ちましたか

役に立った どちらとも言えない 役に立たなかった

このページの内容は分かりやすかったですか

分かりやすかった どちらとも言えない 分かりにくかった

このページは見つけやすかったですか

見つけやすかった どちらとも言えない 見つけにくかった

送信

このページの作成者・問合せ先

大阪市子ども青少年局子育て支援部管理課子育て支援グループ

住所: 〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号(大阪市役所2階)

電話: 06-6208-8111 ファックス: 06-6202-6963

[メール送信フォーム](#)

利用者支援事業への別ルート

[大阪市民の方へ](#) [子育て・教育・子ども青少年活動](#) [子育て支援施設](#) [幼稚園](#)

[\[ページの先頭へ戻る\]](#)

[サイトの使い方](#) [サイトの考え方](#) [個人情報の取り扱い](#) [著作権・免責](#) [地図](#) [ホームページ管理者](#) [市やホームページへのご意見](#)

大阪市役所(本庁) 〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

電話: 06-6208-8181(代表) [地図](#)・[庁舎案内](#)

開庁時間: 月曜日から金曜日の9時00分から17時30分まで(土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までは除く)

Copyright (C) City of Osaka All rights reserved.